

「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則（案）」の制定等に関するパブリック・コメントの結果について

平成 27 年 5 月 27 日  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会では、標記の件について、平成 27 年 4 月 9 日から 4 月 23 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた御意見・御質問（95 件、12 個人・団体）及びそれらに対する本協会の考え方は、以下のとおりです（同趣旨の御意見・御質問はまとめさせていただきました。）。

なお、「該当箇所」については、特に記載がない限り、「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」とその細則となりますので、念のため、申し添えます。

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
1	規則第 5 条	ファンド特有のリスクについて投資者の理解を確保することは、投資者被害防止の前提となるとともに、クラウドファンディングによる資金提供の適正を図る上で極めて重要である。そこで、電子募集取扱業務を行うに際し、規則（案）5 条 3 項で定めるリスク情報について投資者が理解していることの確認を行うことを義務付けるべきである。	この条文では、改正金商法第 43 条の 5 及び金商業等府令第 146 条の 2 の規定を遵守するとともに、特に投資者にとって重要な情報を提供する旨を規定しており、協会としても重要な規定と認識しております。 御指摘の、投資者が理解していることの確認についてですが、これについては、規則第 6 条において、契約締結前交付書面にも第 5 条と同様の内容を盛り込むこととしております。なお、契約締結前交付書面については、金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号及び監督指針 III - 2 - 3 - 4 (1) ④において、「金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。」とされており、正会員及び電子募集会員は、この取扱いを遵守することと
2	規則第 5 条	電子申込型電子募集取扱業務等の申込みを受ける際に、投資者が、「出資対象事業の持分にかかる契約」の投資商品としてのしくみ・特性・リスクについて、理解していることの確認をすべきである。	

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
			なります。
3	規則第5条	<p>ファンド持分のしくみ・特性・リスクについて、適切に情報提供を行うべきである。この点、規則5条では、後記④⑤を提供すべき情報の内容としてあげているが、①～③についても明確に定めるべきである。</p> <p>また、リスク情報の提供にあたっては、注意喚起を旨とし、当該ファンド持分のしくみ・特性・リスクについて、投資者が理解していることを確認すべきとの規程をおくべきである。</p> <p>(注) ファンド持分は、①投資者から資金を集め、何らかの事業・投資を行い、その事業・投資家ら生じる収益等を出資者に分配するしくみの投資であること、②収益等の分配や費用負担等は、契約の定めによること、③資金の運用先となる事業・投資の内容により、投資のリスクが大きく左右されること、④ファンドの価値が消失する等価値が大きく失われるリスクがあること、⑤一般に換金性が著しく乏しいこと、などの特性を有する。</p>	<p>御指摘の①から③については、いずれも、規則第5条（電子募集取扱業務についての情報提供）第2項⑱（投資するに当たってのリスク事項）の前提となるファンドの仕組み及びリスク事項そのものと考えられますので、今後、規則に基づくガイドラインにおいて、上記①から③の内容に留意してリスク事項を記載する旨規定することとします。</p>
4	規則第5条	<p>適切な情報開示に関する規則5条に賛成します。規則5条の④から⑫までは、投資家保護上特に重要と思われることから、ウェブ上又は電子メール上に分かりやすく、具体的には画面を開いて一度もスクロールしなくても視界に入る箇所に、その画面上に使われている文字の平均的な大きさよりも大きい大きさを記載することを義務づけることも必要と考えます。</p>	<p>規則第5条第2項各号に掲げる事項は、金商業等府令第146条の2第3項の事項と同等のものとみなして、電子計算機の映像面において、見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならぬとされております（金商業等府令第146条の2第1項）。なお、実際の表示に当たっては、正会員及び電子募集会員におけるホームページ等の構成が様々であり、また、顧客の注意喚起などに創意工夫を凝らしてもらう必要</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
			<p>があることから、各正会員及び電子募集会員に委ねるのが適当と考えます。</p>
5	規則第5条	<p>コンピューター等の映像面上の「見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示」されるべきとする府令146条の2第1項を前提にして、リスク情報に関し「当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示」すべきとする同条2項と同様の措置を求める規則（案）5条3項は、おおむね妥当である。もっとも、リスク情報については、特に投資者に注意を喚起すべきであり、文字の大きさのみならず、映像面上の位置においても、特に見やすい箇所への表示を求めるべきである。</p>	<p>この条文では、改正金商法第43条の5及び金商業等府令第146条の2の規定を遵守するとともに、特に投資者にとって重要な情報を提供する旨を規定しており、協会としても重要な規定と認識しております。</p> <p>なお、金商業等府令第146条の2第1項では、「電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない」と規定されております。</p>
6	規則第9条	<p>「電子申込型電子募集取扱業務等」について、これらの業務は、訪問や電話に限らず、端的にウェブサイトや電子メール以外の方法による勧誘を一切行ってはならないとすべきである。さらに、「電子申込型電子募集取扱業務等」以外の電子募集取扱業務についても、電話・訪問勧誘を禁止すべきである。この場合においても、取引開始基準を適切に定めるべきである。</p>	<p>「電子申込型電子募集取扱業務等」については、当該業務の特性を踏まえ、訪問又は電話による勧誘行為の禁止を、規則に盛り込んでおります。しかしながら、それ以外の電子募集取扱業務については、正会員による電子募集取扱業務の今後のビジネス展開を考慮する必要がありますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、取引開始基準については、今後、規則に基づくガイドラインにおいて、具体的な基準の例示を規定することを予定しております。</p>
7	規則第9条	<p>ファンド持分が、理解が容易でなくリスクも高いことに鑑みると、電子申込型電子募集取扱業務等以外の業務についても、本来、電話・訪問勧誘の禁止を検討すべきである。</p> <p>自主規制案については、電子申込型電子募集取扱業務等以外の業務について、</p>	<p>正会員が金融機関等に対して取扱いを委託する場合については、規則第18条の規定が適用されるほか、委託先が正会員である場合には、本協会の他の自主規制規則も適用されることとなります。</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
		取引開始基準を定めるべきとしている点（「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」案4条）を支持する。もつとも、具体的な基準は、協会の自主規制において定めるべきである。	
8	規則第9条、「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」第4条	電子申込型以外の自己募集その他の取引等においても、本来、電話・訪問勧誘の禁止を検討すべきである。「出資対象事業の持分にかかる契約」（ファンド）は、必ずしも一般になじみのある商品となっておらず、また、投資商品としての難易度も高いことから、本来、電話・訪問による勧誘は禁止されるべきである。	
9	規則第9条	<p>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、電話・訪問による勧誘を禁止する規則9条1項に賛成する。もつとも、訪問だけでなく、店舗における勧誘を含め、対面による勧誘の禁止を検討すべきである。</p> <p>「出資対象事業の持分にかかる契約」（ファンド）は、必ずしも一般になじみのある商品となっておらず、また、投資商品としての難易度も高いことから、本来、電話・訪問による勧誘は禁止されるべきである。特に、電子申込型電子募集取扱業務等については、衆議院財務金融委員会の附帯決議（2014年5月9日）に従って、電話・訪問による勧誘が禁止されるべきである。また、銀行の窓口において投資性商品が販売されることによるトラブルが存すること等に鑑み、店舗における対面勧誘についても、適切な規制を及ぼすべきである。</p>	
10	規則第9条	訪問又は電話による勧誘を禁止する	ご意見、ありがとうございます。

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
	<p>条、第 35 条</p>	<p>第 9 条、いわゆるクーリングオフを導入することになる第 35 条に賛成します。</p> <p>投資型クラウドファンディング制度が失敗と言われないためには「被害者」を創らないことが必要です。そのためには、悪質な事業者の排除は言うまでもありませんが、自己責任を最後まで全うできる投資家のみを参加させる仕組みづくりが必要不可欠です。</p> <p>その一つの方法が訪問や電話による勧誘の禁止です。訪問や電話による勧誘は、顧客の求めによらずに行われる場合は不意打ちとなり、投資家の判断を誤らせることになりやすいのはもちろん、不意打ちでない場合においても顧客に依存心を芽生えさせる原因となることから、行うべきではありません。</p> <p>また、ホームページや電子メール等の電子的な媒体は、投資家が自分のペースで投資判断を行うことができることから、自己責任を全うしやすいと言えますが、一方で、クリック一つで購入の申込みを完了できてしまうことから、安易に取引をしてしまう虞れもあります。無条件で申込みを撤回できる期間を設けることは、渡りかけた橋を戻ってもらう機会を提供することであり、消費者トラブルの防止に少なからず資すると考えます。</p>	
11	<p>規則第 9 条第 2 項</p>	<p>規則 9 条 2 項については、電話・対面による勧誘が許されないことを明確に規定すべきである。</p>	<p>第二種少額電子募集取扱業務は、金商法第 29 条の 4 の 3 第 4 項において、電子募集取扱業務のうち、一定の要件を満たすものをいうとされており、電子募集取扱業務とは、金商業等府令第 6 条の 2 において、①いわゆるホームページの画面を通じて閲覧する方法、②電子メール</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
			<p>等の方法で情報を送信する方法、が規定されております。このため、法令上は、電話や対面による勧誘を行うことはできないこととなります。</p>
12	規則第 20 条	<p>規則 20 条に賛成する。但し、事業者（発行者）との申し合わせにより、特定のみなし有価証券の購入を推奨しその購入申込の促進等を目的としてホームページ等で表示を行ったときには、追加の手数料等を徴求することとしない場合であっても、事業者の申し合わせの内容をホームページ等で表示すべきである。追加の手数料等を徴求しない場合であっても、事業者（発行者）との申し合わせにより有価証券の購入を推奨しその購入申込の促進等を目的としてホームページ等で表示を行ったときには、投資者にその旨を知らせるべきである。</p>	<p>この条文は、一般的に、正会員及び電子募集会員が、そのホームページ等の画面上において、金融商品の勧誘の表示に工夫を凝らして行うことは営業行為として正当ではあるものの、事業者（発行者）からの手数料等の対価を伴って行われるものについては、顧客に対して利害関係を開示することが適切であると考えられるため、その旨をホームページ上で表示を行うことが適当と考えて規定をしております。このため、対価を伴わないものについてはまでは必要ないと考えます。</p>
13	規則第 23 条～31 条、細則第 2 条	<p>発行者の財務状況、事業計画等の審査の体制整備及び実施等について定める規則 23 条～31 条、並びに、細則 2 条に賛成する。もっとも、発行者の財務状況、事業計画等の審査については、審査項目について適切な審査が確保されるよう、ガイドライン等により基準を定めることを検討するとともに、審査内容について一般の投資家による監視が可能となるよう、ホームページ上の公表を一定期間（例えば 10 年間）継続すべきである。また、審査項目・審査基準の概要や改善（規則 25 条）の経過について、ホームページ上に公表すべきである。発行者の財務状況、事業計画書等の審査の体制整備及び実施等については、定めがおかれているが、審査の適正を確保す</p>	<p>一般的に、審査関係の情報の取扱いについては、事業者と正会員又は電子募集会員との間の守秘義務契約に基づき、適切に取り扱われる必要があるものと考えます。また、営業上の秘密や個人情報なども含まれることが想定されますので、開示については、慎重であるべきと考えます。このため、規則上は、審査記録等の開示について、規定する予定はありません。なお、審査に係る措置の概要及びその結果の概要については、金商業等府令 83 条 1 項 6 号ホ及び 146 条の 2 第 3 項により、契約締結前交付書面及びホームページ上での情報提供の対象とされています。</p> <p>出資対象事業については、様々な業種・業態が考えられることから、規則及</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
		<p>る観点から、審査項目について一定の基準ないし指標が設けられることが望ましい。また、審査項目について、具体的にどのような基準で審査を行ったかは、投資家が審査の適正を検討・判断するうえで重要な要素となりうる。</p>	<p>び細則では、基本的な審査項目とその細目を示しております。この審査項目に沿って、事業の実態に照らして適切に審査を行う必要があります。</p> <p>審査項目については、今後の電子申込型電子募集取扱業務等の業務の広がりや進展に伴い、必要に応じて検討すべき課題と認識しております。</p>
14	規則第 26 条	<p>少額電子募集取扱業者による出資対象事業者の財政状態等の確認・審査が不適切であったことにより投資者被害が生じた場合、少額電子募集取扱業者の帳簿書類のうち、財政状態等の審査に関する記録は、投資者が民事責任を追及する上でも重要な証拠資料となる。この点、規則（案）では、電子募集取扱業務を行うにあたっての審査体制、審査項目等について定めた上、同 26 条では、少額電子募集取扱業者に審査記録等の作成保存義務を課しているが、投資者による審査記録等の閲覧謄写については何も定められていない。したがって、投資者による、少額電子募集取扱業者が作成保存している審査記録等の閲覧謄写を認めるべきである。</p>	<p>一般的に、審査関係の情報の取扱いについては、事業者と正会員又は電子募集会員との間の守秘義務契約に基づいて適切に取り扱われる必要があると考えております。また、営業上の秘密や個人情報なども含まれることが想定されますので、投資者が閲覧謄写できることについては、慎重であるべきと考えます。このため、規則上は、審査記録等の開示について、規定する予定はありません。</p>
15	規則第 26 条	<p>社内記録の作成、保存に関する規則 26 条に賛成する。もともと、募集に際して投資者に提供した情報等の保存についても、具体的な定めをおくべきである。</p> <p>金商業等府令案 181 条 1 項 5 号口は、同府令案 146 条の 2 第 3 項に規定する事項を記載した書面の保存を求めているところ、同書面についての保存に関する規定も置くべきである。</p>	<p>規則 26 条は審査に係る社内記録の作成・保存について規定したものです。金商業等府令第 181 条（業務に関する帳簿書類）第 1 項第 5 号イの書類については、金商業等府令の規定を遵守すべき旨、規則を変更します。一方、同号口の書類については、審査に係る社内記録の対象ではありません。ただし、本規則に基づくガイドラインにおいて、金商業等府令の規定を遵守すべき旨、規定することとします。</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
16	規則第 29 条	クラウドファンディングにおいては、二種業者等により発行者の財務状況や事業計画等の審査を行うべきとされている。この点、規則案・細則案は、審査項目を定めるのみであるが（規則 29 条・細則 2 条）、さらに具体的な審査基準（ないし指標）を定めるべきである。	出資対象事業については、様々な業種・業態が考えられることから、規則及び細則では、基本的な審査項目とその細目を示しております。この審査項目に沿って、事業の実態に照らして適切に審査を行う必要があります。 審査項目については、今後の電子申込型電子募集取扱業務等の業務の広がりや進展に伴い、必要に応じて検討すべき課題と認識しております。
17	規則第 30 条	・電子申込型電子募集取扱業務等に関して出資され、又は拠出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることを求めているが、どのような体制で管理されることが、分別して管理されていると認定できるのかを明確にすべきである。	同条は、金商法第 40 条の 3（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）及び金商業等府令第 125 条（分別管理が確保されているもの）の規定を受けて、適切な措置を求めるものであります。
18	規則第 36 条	資金提供後の発行者からの情報提供、閲覧に関する規則 36 条に賛成する。もっとも、一般の投資家による監視が可能となるよう 36 条 1 項～4 項の情報の全部又は一部について、顧客専用画面のみならず一般に閲覧可能な形で情報提供すべきである。 資金提供後の発行者からの情報も、電子申込型電子募集取扱業務を行う業者のホームページ等において継続的に情報提供されることが、投資者にとっては便宜である。また、ファンドの運用や事業への監視を確保する観点から、当該情報は、一般に閲覧可能な形で情報提供すべきである。かかる情報は、業者による募集時に提供された情報との対比と相	規則第 36 条は、改正金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 7 号を受け、顧客に対する定期的な情報提供のための措置を義務付ける規定となっています。一般に閲覧可能な形で開示することを義務付けることについては、投資型クラウドファンディングの実態を踏まえ、慎重に検討されるべきと考えます。



項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
		<p>まって、業者による審査の適正や信頼性に関する投資家の検討・判断の材料となりうる。また、かかる投資家からの監視により、業者の審査のあり方がより改善される効果も期待できる。</p>	
19	規則第 36 条第 1 項 第 3 号	<p>・ 1 年を超えて分配が行われる場合は出資対象事業に関する売上に関する帳簿及び入金に関して、公認会計士、公認会計士補及び税理士に確認が行われる旨を顧客に情報提供することとされているが、具体的にはどのような帳簿及び入金情報に対してどのような手続によって確認することを想定しているのか確認したい。また、確認の結果も顧客への情報提供の対象になるのか、対象になるとすれば、どのような方法で提供することを想定しているのか確認したい。</p> <p>なお、現行の公認会計士法において公認会計士補という資格は規定されていない。</p>	<p>出資対象事業の事業内容による場合もありますが、一般的には、各計算期間において、売上に関する帳簿と売上に関する入金（預金通帳）を原票又はその写しを突合することなどにより確認することが考えられます。</p> <p>また、その確認の結果については、規則第 36 条第 1 項本文の規定により、事業者が情報提供を行うこととされております。</p> <p>なお、公認会計士補の記載については、「公認会計士試験に合格した者」と改めることとします（旧法による会計士補及び会計士補となる資格を有する者も含まれます。）。</p>
20	規則第 36 条第 2 項 第 3 号	<p>・ 事業者が作成を求められる貸借対照表及び損益計算書については、どのような作成基準に基づいて作成することになるのか確認したい。</p>	<p>事業者の法人としての形態や規模にもよると思いますが、例えば、株式会社であれば、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される貸借対照表及び損益計算書となると考えられます。</p>
21	規則第 36 条第 2 項 第 3 号	<p>・ 「事業者の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書類」の作成を求められるが、「これに代わる書類」は事業者の財政状態及び経営成績をどのように表示する書類を想定しているのか。その作成基準を示すことが必要と考える。</p>	<p>「これに代わる書類」とは、例えば、事業者の出資対象事業の独立性が高く、事業者の BS/PL よりも出資対象事業に関する書類を単独で作成・公表することの方が情報提供という意義に照らして合理的かつ妥当と考えられる場合を想定しております。</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
22	規則第 36 条第 2 項 第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表等を作成すべき事業者とは何を指すのかについて、より明確にしていきたい。例えば、みなし有価証券の発行主体と出資対象事業を行う者が別の主体であった場合、みなし有価証券の発行主体の貸借対照表等なのか。それとも、発行主体から委託を受けて出資対象事業を行う者の貸借対照表等であるのかが明確ではないと思われる。</li> </ul>	<p>規則上は、事業者とは出資対象事業を行う者を想定して規定しておりますので、御指摘のようなケースがあれば、その具体的内容によって判断されるべきものであり、個別事例毎に実態に即した対応となると考えられます。</p>
23	規則第 36 条第 2 項 第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表等に対して外部監査を受けている場合、顧客に情報として提供する貸借対照表等に公認会計士又は監査法人の監査に係る書類を添付する又は監査を受けた旨等を顧客に対して情報提供することの何れかを想定しているように思われる。</li> </ul> <p>外部監査を受けた場合の情報を顧客に提供する場合には、貸借対照表等に監査報告書の写しを添付することに統一すべきである。なお、監査報告書には配布又は利用制限を付される場合がある点にも留意する必要がある。</p>	<p>御意見に基づき、外部監査を受けている場合には、監査報告書の写しを添付することが必要である旨の修正をします。</p>
24	規則第 36 条第 3 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>みなし有価証券が投資事業有限責任組合契約に基づく出資持分の場合、投資事業有限責任組合法に基づく監査が必要となるが、当該監査と規則第 36 条第 2 項第 4 号に規定する外部監査との関係を確認したい。投資事業有限責任組合法に基づく財務諸表等はそもそも法定監査が必要であり、また、中小企業等投資事業有限責任組合会計規則は一般に公正妥当と認められ</li> </ul>	<p>御指摘のように、投資事業有限責任組合契約に基づく出資持分の場合には、投資事業有限責任組合法に基づいて行われる外部監査で足りるものと考えます。</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
		た企業会計の基準に一致するものではないため、当該投資事業有限責任組合法に基づく監査で足りるのか、他の作成基準に準拠した財務諸表等の作成や監査の実施が必要になるのかが、明確ではないと思われる。	
25	規則第 36 条第 4 項	① 一定規模の募集等を行う事業者に対しては、外部監査を受けることを求めると同時に、貴協会においても事業者（経営者）が適切に内部統制を整備できるよう規程の整備を求めるのみに留まらず、継続して事業者（経営者）が適切な内部統制を運用できるように適切な指導等をお願いしたい。	規則第 29 条（審査項目）中、審査項目には、「適切な情報提供を行う体制」が規定されております。御意見に基づいて、外部監査を受けることが予定される場合には、事業者の内部統制の整備及び運用の状況について確認する旨、細則を修正することとします。
26		② 上記①に関連して、貴協会が想定している外部監査は「一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく財務諸表の監査」でよいか確認したい。	出資対象事業の持分に係る契約の内容によるものと思われませんが、一般的には、御意見のとおりと考えられます。
27	規則（その他）	インターネット上で、当該投資が、投資するに値するものかなど、一般大衆に判断できるはずがない。また、そもそも、投資先が、詐欺的組織でないのか、ということすら、インターネット上で一般大衆に判断できるはずがない。よって、一般大衆の大事な投資金を、最大 50 万円、そのような投資に使うことを許容する本件制度は、根本的に間違っていると考える。投資ではなく、なんとなく良さそうな企業体だから頑張ってもらいたいといった街頭募金の範疇に入るものとしてなら辛うじて是認できるものであるから、投資の最高額を、50 万円ではなく、5000 円に引き下げるべきである。	第二種少額電子募集取扱業務では、金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項に規定する算定の方法により、1 顧客当たりの個別払込額が 50 万円以下とされております。また、規則第 5 条及び第 6 条において、投資判断に重要な影響を与える事項について表示することとしております。このため、規則で、上限額を引き下げることは考えておりません。
28	規則	クラウドファンディング業務に関する	今回の改正金商法の施行に伴い、電子

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
	(その他)	業務管理体制に不備があり、当該業者がその改善を求められている間は、当該業者はクラウドファンディング業務を行うことができないものとすべきであり、このことを規則に明記すべきである。	申込型電子募集取扱業務等を行う第二種業者及び第二種少額電子募集取扱業者は、あらかじめ、新規の業登録又は業登録の内容を変更するための変更登録の手続きを行う必要があり、その手続きに際しては、電子申込型電子募集取扱業務等を行うための社内体制の整備が求められることとなります。また、業務開始後に業務管理体制の不備があると認められれば、登録の取消し等の行政処分の対象となりうるものと認識しております。
29	規則 (その他)	<p>電子申込型電子募集取扱業務に限らず、みなし有価証券(ファンド)の持つリスク特性やその程度によって、訪問・電話による勧誘の禁止を規定することも必要と考えます。</p> <p>投資型クラウドファンディングにおいて訪問や電話による勧誘の禁止が定められた理由として、そこで取り扱われる投資対象（例えば、創業間もないベンチャーや銀行から借入れもできない中小企業や個人の行う事業等）の資金回収の可能性が極めて低いことや、投資の自己責任の大前提としてなる情報開示が十分に担保されていないといったリスク特性が考慮されたからではないでしょうか。したがって、顧客への勧誘や顧客の購入の方法が電子的なものであるかどうかではなく、会員が取り扱うみなし有価証券（ファンド）の持つ投資リスクやその程度、情報開示の程度等によって、訪問や電話による勧誘の禁止を定めるべきであると考えます。</p>	訪問・電話による勧誘の禁止について、電子申込型電子募集取扱業務等以外のみなし有価証券の投資勧誘全般にも広げることについては、金商法全体の規制の考え方などを踏まえて、慎重に検討されるべきと考えます。
30	規則	会員や会員が取り扱ったみなし有価	規則 36 条において、正会員及び電子

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
	(その他)	<p>証券（ファンド）に関する投資家への情報提供にも力を入れていただきたいと思ひます。</p> <p>具体的には、まず、募集後の継続的な情報開示を会員に促してください。また、恣意的な情報開示が行われないよう、継続開示の際の様式を統一した上で、一定規模の金額を募集するファンドについては公認会計士による監査を受けることも義務づける方向で検討をお願いいたします。</p> <p>募集期間が終了したものについても、出資者以外の投資家が募集時の情報を閲覧できるようにさせてください。市場の目に晒すことが、投資商品としての品質を高めることに繋がると考えます。</p> <p>適切かつ徹底した情報開示こそが、第二種金融商品取引業界の発展の近道であると考えます。</p>	<p>募集会員は、業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約において、事業者が出資を行った顧客に対し、一定の情報が適切に提供する旨が規定されていることを確認しなければならないとされています。また、正会員及び電子募集会員は、一定の要件に該当する場合には、業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約において、事業者は、第2項第3号に規定する書類について、公認会計士又は監査法人の外部監査を受ける旨が規定されていることを確認しなければならないとされています。</p> <p>また、電子申込型電子募集取扱業務の実態上、募集期間終了後の一定期間も、募集時の情報を投資者以外の者が閲覧できる状態にされていることが通常であり、過去の投資商品について一定の情報提供がなされるものと認識しております。</p>
31	規則 (その他)	<p>募集に際してホームページ等において投資者に提供された情報については、募集期間経過後もホームページ上に掲載し、一般投資家の閲覧を可能とすべきである。過去にどのようなファンドの募集が行われたかは、投資者が、電子申込型電子募集取扱業務を行う業者、ないしその審査に対する信頼性を検討・判断するうえで重要な情報となりうる。そこで、上記のとおり、継続的な情報提供を行うべきである。なお、後記のとおり、販売されたファンドのその後の実績についても、一般に公表することをあわせて検討すべきである。</p>	<p>さらに、御指摘のとおり、投資のすそ野を広げていくという視点も重要と考えられますので、協会としては、みなし有価証券（ファンド）の募集又は私募の取扱いに関する統計を取りまとめ、公表を行って参りたいと考えております。</p>
32	規則 (その他)	<p>貴協会への加入が増えていることは喜ばしいことです。第二種金融商品取引</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p>

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
		業者の加入率を高めるよう会員に対する説得をこれまで以上に継続されることをお願いいたします。	
33	「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」4条	取引開始基準を設けるべきとする「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」4条に賛成する。もっとも、「出資対象事業の持分にかかる契約」が難易度の高い投資契約であることに鑑み、取引開始基準の具体的内容を定めるべきである。 取引開始基準については、第2種金商業協会において、統一的な基準を定めるべきである。各社において任意の定めとする場合には、規程にばらつきが生じたり、極端に緩やかな規定がおかれる会社が生じ得る等、投資家保護の観点から望ましくない事態が生じかねない。行政や第2種金商業協会による監督の観点からも、少なくとも第2種金商業協会において具体的な定めをおくべきである。	取引開始基準については、今後、規則に基づくガイドラインにおいて、その内容の例示を規定することを予定しております。
34	一般	「出資対象事業の持分にかかる契約」の投資商品としての内容と特性、契約の種類の違いにより投資者としての地位に差があることなどについて、協会のホームページ等において、一般に対する情報提供・注意喚起を行うべきである。 「出資対象事業の持分にかかる契約」(ファンド)は、必ずしも一般になじみのある商品となっておらず、また、投資商品としての難易度も高いことから、一般にアクセスのしやすい場所に、上記の事項についての情報提供を行うべきである。	御意見、ありがとうございます。協会としても、一般投資者向けに、みなし有価証券(ファンド)をはじめとする金融商品取引に関する情報提供・啓発に、努めて参ります。
35	一般	意見募集のあり方について、本件のような案件についての意見募集の期間は、	御意見、ありがとうございます。御指摘を真摯に受け止め、今後の運営に生か

項番	該当箇所	御意見・御質問	考え方
		<p>最低でも1ヶ月を確保すべきである。専門的かつ多岐にわたる事項に関する意見募集であり、投資者への影響が大きいこと等に鑑みると、2週間という募集期間は短すぎ、最低でも1ヶ月を確保すべきである。</p>	<p>して参ります。</p>